

令和2年度第2回目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会 (書面開催)の進め方

1 定足数確認

本会議は、書面により開催するため、定足数は諮問事項に対する最終的な委員の回答をもって目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条第2項の定足数に達したか否かを判断いたします。

2 会議録及び署名委員

会議の結果は、委員の皆様からいただいたご意見、ご質問及びこれに対する事務局からの回答とともに議事録として整理いたします。署名委員の方には、その内容をご確認いただいた上、別途、ご署名をいただきます。なお、議事録は要点筆記とし、確定した議事録は区ホームページで公開します。今回の署名委員は、渡邊委員と三輪委員にお願いします。

3 諮問事項

別添、諮問文(写)のとおりです。

4 議 題

諮問事項1：目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

諮問事項2：目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則の一部を改正する規則について

(1) 内容説明

別添の目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料及び参考資料をご参照ください。なお、諮問事項に係る質問・意見等については別紙にて事務局あてにご提出ください。

※質問等の提出〆切は2月24日(水)必着でお願いします。

いただいた質問・意見は取りまとめ、これに対する回答とともに、2月26日を目途に各委員宛てにお送り致します。

(2) 諮問事項への賛否

原案を可とするか否かするかの回答を事務局あてにご提出ください。

回答用紙は、上記の質問・意見の取りまとめとともにお送りします。

※提出〆切は3月3日(水)必着でお願いします。

(3) 採決

各委員からの賛否回答、意見等を事務局にて集約の上、集約結果を会長に報告。

会長の確認の下に諮問事項について賛否(採決)【採決は3月4日午後実施予定】

5 答 申

会長確認の下、採決結果を受けて答申文を作成。会長から区へ答申。

答申文(写)を各委員に報告(郵送)。

6 スケジュール

今後の採決・答申までのスケジュールは別紙1-2のとおりになります。

書面開催のスケジュール

【2月18日】 諮問及び正式開催通知（書面開催開始）【本通知】

会長が諮問を受ける。同時に各委員宛てに開催通知（書面開催による）とともに、諮問文（写）、諮問事項（議案）の説明資料等を送付します。【2月18日発送】

【2月24日】 諮問事項への質問及び意見等の聴取（質問・意見等の提出〳切）

諮問事項（議案）への質問・意見等がある場合は事務局あてに提出してください。

※諮問事項への質問、意見等は、別紙2にて2月24日（水）〳切（必着）で同封の返信用封筒にて速達郵便で事務局宛てにご提出ください。なお、時間的に間にあわない場合は、取り急ぎ、FAXまたはEメールにてお送りいただいても結構です。その際は、その旨、事務局宛てに電話でご一報いただくと幸いです。

【事務局】 目黒区生活部国保年金課管理係 担当
電話番号 FAX 番号 E-mail アドレス

【2月26日】 諮問事項への質問及び意見等への回答 （取りまとめ結果及び回答の送付）

いただいた質問・意見等を取りまとめ一覧とした上で、質問への事務局回答とともに各委員に送付します。

これも参考に原案への賛否回答を事務局あてに提出してください。

【3月3日】 諮問事項への賛否回答（賛否回答提出〳切）

3月3日（水）〳切（必着）で速達郵便で事務局宛てにご提出ください。

回答用紙と返信用封筒は、2月26日の質問回答送付時に同封いたします。

なお、賛否回答が時間的に間にあわない場合は、取り急ぎ、FAXまたはEメールにてお送りいただいても結構です。その際は、その旨、事務局宛てに電話でご一報いただくと幸いです。

【3月4日】 採決及び答申

各委員からの賛否回答の集約結果を会長に報告。賛否結果確認（採決）

会長確認の下、採決結果を受けて答申文を作成。会長から区へ答申。

採決結果と答申文（写）を各委員に報告（郵送）